

伊勢市公報

第460号
令和7年1月6日
月曜日

目次

	頁
条 例	
○ 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理及び経過措置に関する条例	2
○ 伊勢市市税条例の一部を改正する条例	6
○ 伊勢市学習等供用施設条例の一部を改正する条例	9
○ 伊勢市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例	11
○ 伊勢市吹上駐車場条例の一部を改正する条例	14
○ 伊勢市職員給与条例等の一部を改正する条例	16
○ 伊勢市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例	34
規 則	
○ 伊勢市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則及び伊勢市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	36
○ 伊勢市吹上駐車場条例施行規則の一部を改正する規則	47
○ 伊勢市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	56
教育委員会規則	
○ 伊勢市教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則	59
病院事業管理規程	
○ 伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程	61
告 示	
○ 石川県の一部の地域における市税に係る申告等に関する期限の指定について	80
○ 伊勢市収納代理金融機関の指定の告示事項の変更について	81
○ 地縁団体の認可について	82
教育委員会告示	
○ 教育委員会会議の招集について	84
上下水道事業告示	
○ 流域関連公共下水道の供用開始について	85
公 告	
○ 農用地利用集積計画について	86
上下水道事業公告	
○ 公共下水道事業受益者負担金の令和7年度賦課対象区域について	87

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理及び経過措置
に関する条例をここに公布する。

令和 6 年 12 月 18 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

伊勢市条例第46号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理及び経過措置に関する条例

目次

第1章 関係条例の整理（第1条・第2条）

第2章 経過措置

第1節 通則（第3条・第4条）

第2節 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に伴う経過措置（第5条・第6条）

第3節 その他（第7条）

附則

第1章 関係条例の整理

（伊勢市個人情報保護に関する法律施行条例の一部改正）

第1条 伊勢市個人情報保護に関する法律施行条例（令和5年伊勢市条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第8項から第10項まで及び第12項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（伊勢市職員給与条例等の一部改正）

第2条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 伊勢市職員給与条例（平成17年伊勢市条例第42号）第26条第3号及び第4号並びに第27条第1項第1号及び第3項第1号
- (2) 伊勢市職員退職手当支給条例（平成17年伊勢市条例第46号）第12条第1項第1号及び第5項第2号、第13条の見出し、同条第1項第1号、第14条第1項第1号並びに第16条第4項
- (3) 伊勢市消防団条例（平成17年伊勢市条例第208号）第5条第1号
- (4) 伊勢市消防団員退職報償金の支給に関する条例（平成17年伊勢市条

例第210号) 第6条第1号

第2章 経過措置

第1節 通則

(罰則の適用等に関する経過措置)

第3条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮は、それぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

(人の資格に関する経過措置)

第4条 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

第2節 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に伴う経過措置

(伊勢市職員給与条例の一部改正に伴う経過措置)

第5条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条第1号の規定による改正後の伊勢市職員給与条例第27条第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(伊勢市職員退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置)

第6条 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条第2号の規定による改正後の伊勢市職員退職手当支給条例第12条第1項及び第5項、第13条第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第16条第3項及び第4項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

第3節 その他

(経過措置の規則への委任)

第7条 この章に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

伊勢市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 12 月 18 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

伊勢市条例第47号

伊勢市市税条例の一部を改正する条例

伊勢市市税条例（平成17年伊勢市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第51条第2項中「によって」を「により」に改め、同条第3項中「第1項」の次に「又は前項」を加え、「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 市長は、第1項の規定による場合のほか、非常災害その他非常の場合においては、同項各号のいずれかに該当することが明らかであると認める者について市民税を減免する必要があると認めるときは、職権により市民税を減免することができる。

第71条第2項中「によって」を「により」に改め、同条第3項中「第1項」の次に「又は前項」を加え、「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 市長は、第1項の規定による場合のほか、非常災害その他非常の場合においては、同項各号のいずれかに該当することが明らかであると認める固定資産の所有者について当該固定資産に係る固定資産税を減免する必要があると認めるときは、職権により固定資産税を減免することができる。

第139条の3第2項中「によって」を「により」に改め、同条第3項中「第1項」の次に「又は前項」を加え、「によって」を「により」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 市長は、第1項の規定による場合のほか、非常災害その他非常の場合においては、同項各号のいずれかに該当することが明らかであると認め

る土地又はその取得に対して課する特別土地保有税に係る当該土地の所有者又は取得者について特別土地保有税を減免する必要があると認めるときは、職権により特別土地保有税を減免することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市学習等供用施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月18日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第48号

伊勢市学習等供用施設条例の一部を改正する条例

伊勢市学習等供用施設条例（平成17年伊勢市条例第187号）の一部を次のように改正する。

別表西豊浜町上区町民会館の項を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

伊勢市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

令和 6 年 12 月 18 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

伊勢市条例第 49 号

伊勢市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

伊勢市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年伊勢市条例第113号）
の一部を次のように改正する。

目次中「第 5 章 補則（第16条）」を「第 5 章 伊勢市災害弔慰金等支給審査委員会（第16条—第22条）」に改める。
第 6 章 補則（第23条）

第 5 章中第 16 条を第 23 条とする。

第 5 章を第 6 章とし、第 4 章の次に次の 1 章を加える。

第 5 章 伊勢市災害弔慰金等支給審査委員会
（伊勢市災害弔慰金等支給審査委員会）

第 16 条 法第 18 条の規定に基づき、伊勢市災害弔慰金等支給審査委員会
（以下「委員会」という。）を置く。
（所掌事務）

第 17 条 委員会は、市長の諮問に応じ、災害弔慰金及び災害障害見舞金の
支給に関する事項を調査審議する。
（組織）

第 18 条 委員会は、委員 5 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医師
 - (2) 弁護士
 - (3) その他市長が必要と認める者
- （任期）

第 19 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任
者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(秘密保持義務)

第 20 条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(資料の提出その他の協力)

第 21 条 委員会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、市の機関その他の関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(委任)

第 22 条 この章に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の第 18 条第 2 項の規定による伊勢市災害弔慰金等支給審査委員会の委員の委嘱に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(伊勢市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 伊勢市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年伊勢市条例第36号)の一部を次のように改正する。

別表障害者介護給付費等の支給に関する審査会の委員の項の次に次のように加える。

災害弔慰金等支給審査委員会の委員	日額	23,600円
------------------	----	---------

伊勢市吹上駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 12 月 18 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

伊勢市条例第 50 号

伊勢市吹上駐車場条例の一部を改正する条例

伊勢市吹上駐車場条例（平成 17 年伊勢市条例第 63 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「住民」を「市民等」に改める。

第 4 条を次のように改める。

第 4 条 削除

第 5 条第 1 項中「、毎年度」を削り、同項後段を削る。

第 8 条中「料金は」の次に「、一の区画につき」を加え、「8,630 円」を「7,000 円」に改める。

第 9 条中「納入通知書により」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条第 1 項及び第 9 条の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の伊勢市吹上駐車場の利用に係るこの条例による改正後の伊勢市吹上駐車場条例（以下「新条例」という。）第 5 条第 1 項の規定による申請及び許可並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、新条例第 5 条から第 8 条までの規定の例により行うことができる。

（経過措置）

- 3 新条例第 8 条の規定は、施行日以後の伊勢市吹上駐車場の利用に係る駐車料金について適用し、施行日前の伊勢市吹上駐車場の利用に係る駐車料金については、なお従前の例による。

伊勢市職員給与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 12 月 18 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

伊勢市条例第51号

伊勢市職員給与条例等の一部を改正する条例

(伊勢市職員給与条例の一部改正)

第1条 伊勢市職員給与条例（平成17年伊勢市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第25条第2項各号列記以外の部分中「期末手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を加え、「第28条第2項」を「以下この項及び第28条第2項」に改め、「100分の102.5)」の次に「、12月に支給する場合には100分の127.5（特定管理職員にあっては、100分の107.5)」を加え、同条第3項中「100分の58.75」との次に「、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の61.25」と」を加える。

第28条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の122.5)」の次に「、12月に支給する場合には100分の107.5（特定管理職員にあっては、100分の127.5)」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の58.75)」の次に「、12月に支給する場合には100分の51.25（特定管理職員にあっては、100分の61.25)」を加える。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

一般職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額

定		円	円	円	円	円	円	円	円
年	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600
前	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000
再	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500
任	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900
用	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800
短	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900
時	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000
間	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200
勤	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100
務	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200
職	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300
員	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200
以	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900
外	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700
の	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600
職	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500
員	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200

26	221, 700	261, 300	288, 500	323, 400	349, 300	376, 500	424, 200	462, 500
27	223, 000	262, 200	289, 800	325, 000	350, 900	378, 400	425, 700	463, 800
28	224, 300	263, 100	291, 100	326, 600	352, 500	380, 200	427, 200	465, 000
29	225, 600	263, 900	292, 400	328, 000	353, 700	381, 700	428, 700	466, 000
30	226, 700	264, 700	293, 400	329, 700	355, 200	383, 500	430, 000	466, 700
31	227, 800	265, 500	294, 400	331, 400	356, 700	385, 200	431, 300	467, 400
32	228, 900	266, 300	295, 500	333, 000	358, 200	386, 800	432, 500	468, 100
33	230, 000	267, 000	296, 600	334, 200	359, 900	388, 500	433, 700	468, 800
34	231, 100	267, 800	297, 800	336, 100	361, 700	389, 900	435, 000	469, 500
35	232, 200	268, 600	298, 900	337, 800	363, 400	391, 300	436, 300	470, 100
36	233, 300	269, 300	300, 100	339, 400	365, 100	392, 700	437, 500	470, 700
37	234, 400	270, 000	301, 300	340, 900	366, 500	394, 100	438, 700	471, 200
38	235, 400	270, 800	302, 600	342, 500	367, 800	395, 300	439, 500	471, 800
39	236, 400	271, 600	303, 900	344, 100	369, 000	396, 500	440, 300	472, 400
40	237, 300	272, 300	305, 200	345, 700	370, 400	397, 500	441, 100	473, 000
41	238, 200	273, 000	306, 500	347, 400	371, 500	398, 600	441, 700	473, 500
42	239, 100	273, 800	307, 800	349, 200	372, 400	399, 800	442, 300	474, 000
43	239, 900	274, 600	309, 100	351, 000	373, 400	400, 900	442, 900	474, 400
44	240, 700	275, 300	310, 400	352, 800	374, 500	402, 000	443, 500	474, 700
45	241, 400	276, 000	311, 700	354, 300	375, 300	402, 700	444, 200	475, 000
46	242, 000	276, 700	313, 000	355, 700	376, 200	403, 400	445, 000	
47	242, 600	277, 400	314, 300	357, 100	377, 100	404, 100	445, 400	
48	243, 200	278, 100	315, 400	358, 500	377, 900	404, 800	446, 100	
49	243, 800	278, 800	316, 300	360, 000	378, 700	405, 400	446, 600	
50	244, 400	279, 500	317, 600	360, 800	379, 500	406, 000	447, 000	
51	245, 000	280, 200	318, 900	361, 800	380, 300	406, 500	447, 400	

52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800	
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100	
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400	
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600	
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900	
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200	
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500	
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700	
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000	
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300	
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500	
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700	
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000	
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300	
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500	
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700	

78	253, 600	295, 100	341, 100	379, 400	394, 500	414, 000
79	253, 900	295, 300	341, 500	380, 000	394, 800	414, 300
80	254, 200	295, 600	341, 900	380, 500	395, 000	414, 500
81	254, 500	295, 800	342, 300	381, 000	395, 200	414, 700
82	254, 800	296, 000	342, 800	381, 600	395, 500	415, 000
83	255, 100	296, 300	343, 300	382, 100	395, 800	415, 300
84	255, 400	296, 500	343, 800	382, 400	396, 000	415, 500
85	255, 700	296, 800	344, 100	382, 800	396, 200	415, 700
86	256, 000	297, 100	344, 500	383, 300	396, 500	
87	256, 300	297, 400	344, 900	383, 700	396, 800	
88	256, 600	297, 700	345, 300	384, 100	397, 000	
89	256, 900	298, 000	345, 600	384, 500	397, 200	
90	257, 200	298, 300	346, 000	385, 000	397, 500	
91	257, 500	298, 600	346, 400	385, 400	397, 800	
92	257, 800	299, 000	346, 800	385, 800	398, 000	
93	258, 100	299, 200	347, 000	386, 100	398, 200	
94		299, 400	347, 400			
95		299, 700	347, 800			
96		300, 100	348, 200			
97		300, 300	348, 400			
98		300, 600	348, 800			
99		301, 000	349, 200			
100		301, 400	349, 500			
101		301, 600	349, 800			
102		301, 900	350, 200			
103		302, 200	350, 600			

	104		302, 500	351, 000					
	105		302, 700	351, 500					
	106		303, 000	351, 900					
	107		303, 300	352, 300					
	108		303, 600	352, 700					
	109		303, 800	353, 200					
	110		304, 200	353, 600					
	111		304, 600	353, 900					
	112		304, 900	354, 200					
	113		305, 100	354, 700					
	114		305, 300						
	115		305, 600						
	116		306, 000						
	117		306, 200						
	118		306, 400						
	119		306, 700						
	120		307, 000						
	121		307, 400						
	122		307, 600						
	123		307, 900						
	124		308, 200						
	125		308, 500						
定 年 前		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円

再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200
--	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

第2条 伊勢市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第25条第2項各号列記以外の部分中「、6月に支給する場合には100分の122.5」を「100分の125」に改め、「以下この項及び」を削り、「100分の102.5)、12月に支給する場合には100分の127.5（特定管理職員にあっては、100分の107.5）」を「100分の105」に改め、同条第3項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の61.25」を「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」に改める。

第28条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の102.5」を「100分の105」に、「100分の122.5)、12月に支給する場合には100分の107.5（特定管理職員にあっては、100分の127.5）」を「100分の125」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の48.75」を「100分の50」に、「100分の58.75)、12月に支給する場合には100分の51.25（特定管理職員にあっては、100分の61.25）」を「100分の60」に改

める。

（伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成29年伊勢市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項の表1の項中「380,000円」を「392,000円」に改め、同表2の項中「427,000円」を「440,000円」に改め、同表3の項中「477,000円」を「492,000円」に改め、同表4の項中「539,000円」を「555,000円」に改め、同表5の項中「615,000円」を「634,000円」に改め、同表6の項中「718,000円」を「740,000円」に改め、同表7の項中「839,000円」を「864,000円」に改める。

第9条第2項中「100分の170」との次に「、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」と」を加える。

第10条第1項の表1の項中「188,700円」を「192,000円」に改め、同表2の項中「216,200円」を「219,500円」に改め、同表3の項中「256,200円」を「260,000円」に改め、同表4の項中「275,600円」を「279,700円」に改め、同表5の項中「290,700円」を「294,900円」に改め、同表6の項中「316,200円」を「320,600円」に改め、同表7の項中「358,000円」を「362,700円」に改め、同表8の項中「391,200円」を「396,200円」に改める。

第4条 伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の122.5」を「100分の125」に、「100分の170」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

（伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正）

第5条 伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年伊勢市

条例第17号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「100分の122.5」を「100分の125」に、「100分の68.75」を「100分の70」に改める。

第8条の2第1項中「100分の102.5」を「100分の105」に、「100分の48.75」を「100分の50」に改める。

第15条第1項中「100分の122.5」を「100分の125」に、「100分の68.75」を「100分の70」に改める。

第15条の2第1項中「100分の102.5」を「100分の105」に、「100分の48.75」を「100分の50」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

職務の級 号給	1 級	2 級
	給料月額	給料月額
	円	円
1	183,500	230,000
2	184,600	231,500
3	185,800	233,000
4	186,900	234,500
5	188,000	236,000
6	189,700	237,500
7	191,300	239,000
8	192,900	240,500
9	194,500	242,000
10	196,200	243,400

11	197, 800	244, 800
12	199, 400	246, 200
13	201, 000	247, 400
14	202, 700	248, 600
15	204, 400	249, 800
16	206, 100	251, 000
17	207, 400	252, 100
18	209, 000	253, 200
19	210, 600	254, 300
20	212, 100	255, 400
21	213, 600	256, 400
22	215, 200	257, 400
23	216, 800	258, 400
24	218, 400	259, 400
25	220, 000	260, 400
26	221, 700	261, 300
27	223, 000	262, 200
28	224, 300	263, 100
29	225, 600	263, 900
30	226, 700	264, 700
31	227, 800	265, 500
32	228, 900	266, 300
33	230, 000	267, 000
34	231, 100	267, 800
35	232, 200	268, 600
36	233, 300	269, 300

37	234, 400	270, 000
38	235, 400	270, 800
39	236, 400	271, 600
40	237, 300	272, 300
41	238, 200	273, 000
42	239, 100	273, 800
43	239, 900	274, 600
44	240, 700	275, 300
45	241, 400	276, 000
46	242, 000	276, 700
47	242, 600	277, 400
48	243, 200	278, 100
49	243, 800	278, 800
50	244, 400	279, 500
51	245, 000	280, 200
52	245, 500	280, 900
53	246, 000	281, 500
54	246, 400	282, 200
55	246, 700	282, 800
56	247, 000	283, 500
57	247, 300	284, 100
58	247, 600	284, 800
59	247, 900	285, 400
60	248, 200	286, 100
61	248, 500	286, 700
62	248, 800	287, 400

63	249, 100	288, 000
64	249, 400	288, 500
65	249, 700	289, 000
66	250, 000	289, 600
67	250, 300	290, 100
68	250, 600	290, 700
69	250, 900	291, 200
70	251, 200	291, 700
71	251, 500	292, 300
72	251, 800	292, 900
73	252, 100	293, 400
74	252, 400	293, 900
75	252, 700	294, 300
76	253, 000	294, 600
77	253, 300	294, 800
78	253, 600	295, 100
79	253, 900	295, 300
80	254, 200	295, 600
81	254, 500	295, 800
82	254, 800	296, 000
83	255, 100	296, 300
84	255, 400	296, 500
85	255, 700	296, 800
86	256, 000	297, 100
87	256, 300	297, 400
88	256, 600	297, 700

89	256,900	298,000
90	257,200	298,300
91	257,500	298,600
92	257,800	299,000
93	258,100	299,200
94		299,400
95		299,700
96		300,100
97		300,300
98		300,600
99		301,000
100		301,400
101		301,600
102		301,900
103		302,200
104		302,500
105		302,700
106		303,000
107		303,300
108		303,600
109		303,800
110		304,200
111		304,600
112		304,900
113		305,100
114		305,300

115		305,600
116		306,000
117		306,200
118		306,400
119		306,700
120		307,000
121		307,400
122		307,600
123		307,900
124		308,200
125		308,500

（伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

第6条 伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年伊勢市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項各号列記以外の部分中「合計額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の170」の次に「、12月に支給する場合には100分の175」を加える。

第7条 伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項各号列記以外の部分中「、6月に支給する場合には100分の170、12月に支給する場合には100分の175」を「100分の172.5」に改める。

（市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第8条 市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例（平成17年伊勢市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「合計額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の225」の次に「、12月に支給する場合には100分の235」を加える。

第9条 市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「、6月に支給する場合には100分の225、12月に支給する場合には100分の235」を「100分の230」に改める。

(伊勢市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例の一部改正)

第10条 伊勢市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例（平成17年伊勢市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「合計額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の225」の次に「、12月に支給する場合には100分の235」を加える。

第11条 伊勢市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「、6月に支給する場合には100分の225、12月に支給する場合には100分の235」を「100分の230」に改める。

(伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第12条 伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例（平成17年伊勢市条例第123号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の225」の次に「、12月に支給する場合には100分の235」を加える。

第13条 伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「、6月に支給する場合には100分の225、12月に支給する場合には100分の235」を「100分の230」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第5条、第7条、第9条、第11条及び第13条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（伊勢市職員給与条例（以下「給与条例」という。）第25条第2項及び第3項並びに第28条第2項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定及び第3条の規定（伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第9条第2項の改正規定を除く。）による改正後の任期付職員条例の規定は、令和6年4月1日から適用する。
- 3 第1条の規定（給与条例第25条第2項及び第3項並びに第28条第2項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定、第3条の規定（任期付職員条例第9条第2項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定、第6条の規定による改正後の伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の議員報酬条例」という。）の規定、第8条の規定による改正後の市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の市長等給与条例」という。）の規定、第10条の規定による改正後の伊勢市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例（以下「改正後の教育長給与条例」という。）の規定及び第12条の規定による改正後の伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例（以下「改正後の病院事業管理者給与条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。

(給与の内払)

4 第1条の規定による改正後の給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）、第3条の規定による改正後の任期付職員条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）、改正後の議員報酬条例、改正後の市長等給与条例、改正後の教育長給与条例又は改正後の病院事業管理者給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与、第3条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与、第6条の規定による改正前の伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第8条の規定による改正前の市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第10条の規定による改正前の伊勢市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は第12条の規定による改正前の伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与、改正後の任期付職員条例の規定による給与、改正後の議員報酬条例の規定による給与、改正後の市長等給与条例の規定による給与、改正後の教育長給与条例の規定による給与又は改正後の病院事業管理者給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

5 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

伊勢市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 12 月 18 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 52 号

伊勢市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例
伊勢市議会の個人情報の保護に関する条例(令和 5 年伊勢市条例第 2 号)
の一部を次のように改正する。

第 53 条から第 55 条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）第 2 条の規定による改正前の刑法（明治 40 年法律第 45 号。以下「旧刑法」という。）第 12 条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下同じ。）又は旧刑法第 13 条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下同じ。）が含まれるときは、当該懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

伊勢市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則及び伊勢市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 12 月 18 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第57号

伊勢市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則及び伊勢市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

(伊勢市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部改正)

第1条 伊勢市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則（平成18年伊勢市規則第24号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第4条関係）

技能労務職給料表

職 員 の 区 分	職務の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定		円	円	円	円	円
年	1	166,500	227,700	244,600	276,800	298,300
前	2	167,700	228,500	245,400	277,800	300,100
再	3	168,800	229,300	246,200	278,800	301,700
任	4	169,900	230,100	246,900	279,700	303,300
用	5	171,200	230,800	247,600	280,400	304,500
短	6	172,400	231,600	248,700	281,100	305,500
時	7	173,600	232,400	249,700	281,800	306,400
間	8	174,800	233,200	250,700	282,500	307,200

勤務職員以外 の職員	9	175,800	234,000	251,700	283,100	308,100
	10	177,000	234,700	252,900	283,700	309,500
	11	178,300	235,400	254,000	284,300	310,800
	12	179,500	236,100	255,000	284,900	312,000
	13	180,600	236,800	256,100	285,500	313,000
	14	181,800	237,400	257,100	286,100	314,200
	15	183,100	238,000	258,000	286,700	315,400
	16	184,400	238,600	258,500	287,200	316,500
	17	185,700	239,200	259,100	287,700	317,600
	18	187,400	239,800	259,500	288,200	318,700
	19	189,100	240,400	259,900	288,700	319,800
	20	190,800	240,900	260,400	289,100	320,900
	21	192,500	241,400	260,900	289,500	321,900
	22	194,200	241,900	261,400	289,900	323,000
	23	195,800	242,400	261,900	290,300	324,100
	24	197,400	242,900	262,500	290,700	325,200
	25	199,000	243,400	263,300	291,100	326,200
	26	200,500	243,900	263,900	291,500	327,300
	27	202,000	244,300	264,500	291,900	328,400
	28	203,500	244,800	265,300	292,300	329,400
	29	205,000	245,400	266,100	292,700	330,400
	30	206,500	245,900	266,800	293,100	331,400
	31	208,000	246,400	267,400	293,500	332,400
	32	209,500	246,800	268,200	293,900	333,400
	33	211,000	247,200	269,000	294,300	334,400
	34	212,400	247,700	269,700	294,800	335,300

35	213,800	248,200	270,400	295,300	336,400
36	215,200	248,600	271,100	295,800	337,400
37	216,600	249,000	271,800	296,300	338,400
38	217,700	249,500	272,500	296,800	339,400
39	218,800	250,000	273,200	297,300	340,400
40	219,900	250,400	273,900	297,800	341,300
41	220,900	250,800	274,600	298,300	342,200
42	221,800	251,300	275,300	299,000	343,100
43	222,700	251,800	275,900	299,600	344,000
44	223,600	252,200	276,500	300,300	344,900
45	224,500	252,600	277,000	300,900	345,800
46	225,300	253,000	277,500	301,500	346,800
47	226,100	253,400	278,000	302,100	347,800
48	226,900	253,800	278,500	302,600	348,700
49	227,700	254,200	279,000	303,100	349,600
50	228,400	254,600	279,500	303,700	350,500
51	229,100	255,000	280,000	304,300	351,400
52	229,800	255,400	280,400	304,900	352,200
53	230,500	255,800	280,800	305,500	353,000
54	231,100	256,200	281,300	306,200	353,800
55	231,700	256,600	281,700	306,900	354,600
56	232,300	257,000	282,200	307,600	355,300
57	233,000	257,300	282,600	308,200	356,000
58	233,500	257,700	283,100	308,900	356,800
59	234,000	258,100	283,600	309,600	357,600
60	234,500	258,400	284,100	310,200	358,200

61	235,000	258,700	284,600	310,800	358,900
62	235,400	259,100	285,200	311,500	359,500
63	235,800	259,500	285,800	312,200	360,200
64	236,200	259,800	286,400	312,800	360,900
65	236,600	260,100	287,000	313,300	361,500
66	236,900	260,400	287,600	313,800	362,000
67	237,200	260,700	288,200	314,400	362,500
68	237,500	260,900	288,800	315,000	363,000
69	237,800	261,100	289,300	315,600	363,400
70	238,100	261,400	289,800	316,000	
71	238,400	261,700	290,300	316,500	
72	238,700	261,900	290,800	317,000	
73	238,900	262,100	291,300	317,300	
74	239,200	262,400	291,800	317,800	
75	239,500	262,700	292,200	318,300	
76	239,700	262,900	292,600	318,700	
77	239,900	263,100	293,000	318,900	
78	240,200	263,400	293,400	319,200	
79	240,500	263,700	293,800	319,400	
80	240,700	263,900	294,200	319,700	
81	240,900	264,100	294,600	320,000	
82	241,200	264,400	295,000	320,300	
83	241,500	264,700	295,400	320,600	
84	241,700	264,900	295,900	320,800	
85	241,900	265,100	296,200	321,000	
86	242,200	265,300	296,700	321,300	

87	242,500	265,600	297,200	321,600
88	242,700	265,900	297,700	321,800
89	242,900	266,100	298,000	322,000
90	243,200	266,300	298,500	322,300
91	243,500	266,600	299,000	322,600
92	243,700	266,800	299,300	322,900
93	243,900	267,100	299,700	323,100
94	244,200	267,400	300,200	323,400
95	244,500	267,700	300,700	323,700
96	244,700	267,900	301,200	323,900
97	244,900	268,100	301,500	324,100
98	245,200	268,400	301,900	324,400
99	245,400	268,600	302,400	324,700
100	245,700	268,900	302,900	324,900
101	245,900	269,100	303,300	325,100
102	246,100	269,300	303,700	
103	246,400	269,600	304,000	
104	246,700	269,900	304,300	
105	246,900	270,100	304,600	
106	247,200	270,300	305,000	
107	247,500	270,600	305,300	
108	247,700	270,800	305,700	
109	247,900	271,100	306,000	
110	248,200	271,400	306,400	
111	248,500	271,700	306,800	
112	248,700	271,900	307,100	

	113	248,900	272,100	307,300		
	114	249,200	272,400	307,600		
	115	249,500	272,600	307,900		
	116	249,700	272,800	308,100		
	117	249,900	273,100	308,300		
	118	250,200	273,400	308,600		
	119	250,500	273,700	308,900		
	120	250,700	273,900	309,100		
	121	250,900	274,100	309,300		
	122		274,300	309,600		
	123		274,600	309,900		
	124		274,900	310,100		
	125		275,100	310,300		
	126		275,300	310,600		
	127		275,600	310,900		
	128		275,900	311,100		
	129		276,100	311,300		
	130		276,300	311,600		
	131		276,600	311,900		
	132		276,900	312,100		
	133		277,100	312,300		
	134		277,300			
	135		277,600			
	136		277,900			
	137		278,100			
定		基 準	基 準	基 準	基 準	基 準

年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
		197,900	209,000	227,500	248,600	279,800

備考

1 この表において「定年前再任用短時間勤務職員」とは、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された者をいう。

2 この表において「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」とは、技能労務職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の技能労務職員をいう。

（伊勢市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正）

第2条 伊勢市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（平成17年伊勢市規則第37号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項第1号中「100分の114.5」を「6月に支給する場合には100分の114.5」に改め、「100分の134.5)」の次に「、12月に支給する場合には100分の119.5（特定管理職員にあつては、100分の139.5）」を加え、同項第2号中「100分の108.5」を「6月に支給する場合には100分の108.5」に改め、「100分の128.5)」の次に「、12月に支給する場合には100分の113.5（特定管理職員にあつては、100分の133.5）」を加え、同項第3号中「100分の102.5」を「6月に支給する場合には100分の102.5」に改め、「100分の122.5)」の次に「、12月に支給する場合には100分の107.5（特定管理職員にあつては、100分の127.5）」を加え、

同項第4号中「100分の96.5」を「6月に支給する場合には100分の96.5」に改め、「100分の116.5)」の次に「、12月に支給する場合には100分の101.5（特定管理職員にあっては、100分の121.5）」を加え、同項第5号中「100分の90.5」を「6月に支給する場合には100分の90.5」に改め、「100分の110.5)」の次に「、12月に支給する場合には100分の95.5（特定管理職員にあっては、100分の115.5）」を加える。

第19条の2第1項第1号中「100分の60.75」を「6月に支給する場合には100分の60.75」に改め、「100分の70.75)」の次に「、12月に支給する場合には100分の63.25（特定管理職員にあっては、100分の73.25）」を加え、同項第2号中「100分の54.75」を「6月に支給する場合には100分の54.75」に改め、「100分の64.75)」の次に「、12月に支給する場合には100分の57.25（特定管理職員にあっては、100分の67.25）」を加え、同項第3号中「100分の48.75」を「6月に支給する場合には100分の48.75」に改め、「100分の58.75)」の次に「、12月に支給する場合には100分の51.25（特定管理職員にあっては、100分の61.25）」を加え、同項第4号中「100分の42.75」を「6月に支給する場合には100分の42.75」に改め、「100分の52.75)」の次に「、12月に支給する場合には100分の45.25（特定管理職員にあっては、100分の55.25）」を加え、同項第5号中「100分の36.75」を「6月に支給する場合には100分の36.75」に改め、「100分の46.75)」の次に「、12月に支給する場合には100分の39.25（特定管理職員にあっては、100分の49.25）」を加える。

第3条 伊勢市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

第19条第1項第1号中「6月に支給する場合には100分の114.5」を「100分の117」に、「100分の134.5）、12月に支給する場合には100分

の119.5（特定管理職員にあっては、100分の139.5）を「100分の137」に改め、同項第2号中「6月に支給する場合には100分の108.5」を「100分の111」に、「100分の128.5）、12月に支給する場合には100分の113.5（特定管理職員にあっては、100分の133.5）を「100分の131」に改め、同項第3号中「6月に支給する場合には100分の102.5」を「100分の105」に、「100分の122.5）、12月に支給する場合には100分の107.5（特定管理職員にあっては、100分の127.5）を「100分の125」に改め、同項第4号中「6月に支給する場合には100分の96.5）を「100分の99」に、「100分の116.5）、12月に支給する場合には100分の101.5（特定管理職員にあっては、100分の121.5）を「100分の119」に改め、同項第5号中「6月に支給する場合には100分の90.5）を「100分の93」に、「100分の110.5）、12月に支給する場合には100分の95.5（特定管理職員にあっては、100分の115.5）を「100分の113」に改める。

第19条の2第1項第1号中「6月に支給する場合には100分の60.75」を「100分の62」に、「100分の70.75）、12月に支給する場合には100分の63.25（特定管理職員にあっては、100分の73.25）を「100分の72」に改め、同項第2号中「6月に支給する場合には100分の54.75）を「100分の56」に、「100分の64.75）、12月に支給する場合には100分の57.25（特定管理職員にあっては、100分の67.25）を「100分の66」に改め、同項第3号中「6月に支給する場合には100分の48.75）を「100分の50」に、「100分の58.75）、12月に支給する場合には100分の51.25（特定管理職員にあっては、100分の61.25）を「100分の60」に改め、同項第4号中「6月に支給する場合には100分の42.75）を「100分の44」に、「100分の52.75）、12月に支給する場合には100分の45.25（特定管理職員にあっては、100分の55.25）を「100分の54」に改め、同項第5号中「6月に支給する場合には100分の36.75）を「100分の38」に、

「100分の46.75）、12月に支給する場合には100分の39.25（特定管理職員にあっては、100分の49.25）」を「100分の48」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の伊勢市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則（以下「改正後の技能労務職員給与規則」という。）の規定は令和6年4月1日から、第2条の規定による改正後の伊勢市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の規定は令和6年12月1日からそれぞれ適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の技能労務職員給与規則の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の伊勢市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の技能労務職員給与規則の規定による給与の内払とみなす。

伊勢市吹上駐車場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月18日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第58号

伊勢市吹上駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市吹上駐車場条例施行規則（平成17年伊勢市規則第52号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第6号までを次のように改める。

伊勢市吹上駐車場利用許可申請書

年 月 日

（宛先）伊勢市長

住所又は所在地
申請者 氏名又は名称
代表者の職・氏名
電話番号
メールアドレス

次のとおり、伊勢市吹上駐車場の利用の許可を申請します。
なお、利用に当たっては、伊勢市吹上駐車場条例及び同施行規則を遵守します。

利 用 の 期 間	自 年 月 日
	至 年 月 日
駐 車 料 金 の 支 払 方 法	
同意事項（□に✓を記入してください。） 以下の事項を理解し、同意した上で、申請します。 ☐ 駐車場の駐車枠内に駐車させることができない自動車を駐車しません。 ☐ 発火性又は引火性の物品その他危険物を積載した自動車を駐車しません。 ☐ 駐車場の設備その他物件を損傷するおそれのある自動車を駐車しません。 ※ 同意事項に違反した場合は、駐車場の利用の許可を取り消し、又は利用を停止し、 若しくは制限することがあります。	

（表）

伊勢市吹上駐車場利用許可書

許可番号（駐車位置）	番
利用許可期間	自 年 月 日
	至 年 月 日

年 月 日

上記のとおり、伊勢市吹上駐車場の利用を許可する。

伊勢市長



（裏）

利用 者	住所又は所在地	
	氏名又は名称	

注意事項

- 1 本許可書は、利用許可期間が終了したら返却してください。
- 2 本許可書は、折り曲げたり、汚したりしないでください。
- 3 駐車場を利用するときは、車内の見やすい箇所に掲示してください。
- 4 次の自動車は、駐車できません。
 - ・駐車場の構造上、駐車させることができない自動車
 - ・発火性又は引火性の物品その他危険物を積載した自動車
 - ・駐車場の設備その他物件を損傷するおそれのある自動車

様式第3号（第3条関係）

伊勢市吹上駐車場利用許可書紛失・破損届

年 月 日

（宛先）伊勢市長

住所又は所在地
利用者 氏名又は名称
代表者の職・氏名

次のとおり、伊勢市吹上駐車場利用許可書を紛失・破損しましたので、届け出ます。
なお、紛失に伴い問題が生じたときは、責任をもって解決します。

許 可 番 号 （ 駐 車 位 置 ）	番
紛失・破損の状況	

様式第 4 号（第 5 条関係）

伊勢市吹上駐車場利用許可取消承認申請書

年 月 日

（宛先）伊勢市長

住所又は所在地
申請者 氏名又は名称
代表者の職・氏名

次のとおり、伊勢市吹上駐車場の利用の許可の取消しを申請します。

許 可 番 号 （ 駐 車 位 置 ）	番
取 消 年 月 日	年 月 日
取 消 し を 求 め る 理 由	

伊勢市吹上駐車場料金還付請求書

年 月 日

（宛先）伊勢市長

住所又は所在地
請求者 氏名又は名称
代表者の職・氏名

次のとおり、伊勢市吹上駐車場の料金の還付を請求します。

請 求 金 額	円
請 求 内 容	

振込先
（金融機関名）

（支店名）

支店

（口座番号）

普 通・当 座

（口座名義人 フリガナ）

様式第 6 号（第10条関係）

伊勢市吹上駐車場事故報告書

年 月 日

（宛先）伊勢市長

住所又は所在地
利用者 氏名又は名称
代表者の職・氏名

伊勢市吹上駐車場で発生した事故について、下記のとおり報告します。

記

事 故 の 発 生 日 時	
事 故 の 状 況	
処 置	
許可番号(駐車位置)	番

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の伊勢市吹上駐車場の利用に係る伊勢市吹上駐車場条例の一部を改正する条例（令和 6 年伊勢市条例第 50 号）による改正後の伊勢市吹上駐車場条例（平成 17 年伊勢市条例第 63 号）第 5 条第 1 項の規定による申請及び許可並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、この規則による改正後の伊勢市吹上駐車場条例施行規則第 2 条、第 3 条第 1 項から第 3 項まで、第 4 条、様式第 1 号及び様式第 2 号の規定の例により行うことができる。

伊勢市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

をここに公布する。

令和 6 年 12 月 18 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

伊勢市規則第59号

伊勢市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する
規則

伊勢市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（平成17年伊勢市規則
第97号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 補則（第18条）」を「第5章 伊勢市災害弔慰金等支
第6章 補則（第23条）
給審査委員会（第18条―第22条）」に改める。
」

第8条第2項中「通知するものと」を「交付するものと」に改める。

第5章中第18条を第23条とする。

第5章を第6章とし、第4章の次に次の1章を加える。

第5章 伊勢市災害弔慰金等支給審査委員会
(委員長及び副委員長)

第18条 条例第16条に規定する伊勢市災害弔慰金等支給審査委員会（以下
「委員会」という。）に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選
により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長
が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第19条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決するこ
とができない。

3 委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同
数のときは、議長の決するところによる。

(会議の非公開)

第20条 委員会の会議は、非公開とする。

(庶務)

第21条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉総務課において処理する。

(その他)

第22条 この章に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

伊勢市教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 12 月 27 日

伊勢市教育委員会

教育長 岡 俊 晴

伊勢市教育委員会規則第 8 号

伊勢市教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則

伊勢市教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則（平成 28 年伊勢市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「有し指導育成を行うことを適当とする」を「有する」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年12月18日

伊勢市病院事業管理者 佐々木 昭 人

伊勢市病院事業管理規程第 13 号

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程（平成 17 年伊勢市病院事業管理規程第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項の表を次のように改める。

号給	給料月額
1	392,000 円
2	440,000 円
3	492,000 円
4	555,000 円
5	634,000 円
6	740,000 円
7	864,000 円

別表第 1 から別表第 3 までを次のように改める。

別表第 1（第 3 条関係）

病院企業一般職給料表

職 員 の 区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定		円	円	円	円	円	円	円	円
年	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600
前	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000
再	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500
任	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900

用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000
	29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000
	30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700

31	227, 800	265, 500	294, 400	331, 400	356, 700	385, 200	431, 300	467, 400
32	228, 900	266, 300	295, 500	333, 000	358, 200	386, 800	432, 500	468, 100
33	230, 000	267, 000	296, 600	334, 200	359, 900	388, 500	433, 700	468, 800
34	231, 100	267, 800	297, 800	336, 100	361, 700	389, 900	435, 000	469, 500
35	232, 200	268, 600	298, 900	337, 800	363, 400	391, 300	436, 300	470, 100
36	233, 300	269, 300	300, 100	339, 400	365, 100	392, 700	437, 500	470, 700
37	234, 400	270, 000	301, 300	340, 900	366, 500	394, 100	438, 700	471, 200
38	235, 400	270, 800	302, 600	342, 500	367, 800	395, 300	439, 500	471, 800
39	236, 400	271, 600	303, 900	344, 100	369, 000	396, 500	440, 300	472, 400
40	237, 300	272, 300	305, 200	345, 700	370, 400	397, 500	441, 100	473, 000
41	238, 200	273, 000	306, 500	347, 400	371, 500	398, 600	441, 700	473, 500
42	239, 100	273, 800	307, 800	349, 200	372, 400	399, 800	442, 300	474, 000
43	239, 900	274, 600	309, 100	351, 000	373, 400	400, 900	442, 900	474, 400
44	240, 700	275, 300	310, 400	352, 800	374, 500	402, 000	443, 500	474, 700
45	241, 400	276, 000	311, 700	354, 300	375, 300	402, 700	444, 200	475, 000
46	242, 000	276, 700	313, 000	355, 700	376, 200	403, 400	445, 000	
47	242, 600	277, 400	314, 300	357, 100	377, 100	404, 100	445, 400	
48	243, 200	278, 100	315, 400	358, 500	377, 900	404, 800	446, 100	
49	243, 800	278, 800	316, 300	360, 000	378, 700	405, 400	446, 600	
50	244, 400	279, 500	317, 600	360, 800	379, 500	406, 000	447, 000	
51	245, 000	280, 200	318, 900	361, 800	380, 300	406, 500	447, 400	
52	245, 500	280, 900	320, 200	362, 800	381, 000	406, 900	447, 800	
53	246, 000	281, 500	321, 400	363, 700	381, 700	407, 300	448, 200	
54	246, 400	282, 200	322, 700	364, 800	382, 400	407, 500	448, 600	
55	246, 700	282, 800	323, 900	365, 700	383, 100	407, 800	449, 000	
56	247, 000	283, 500	325, 100	366, 700	383, 800	408, 100	449, 300	

57	247, 300	284, 100	326, 400	367, 600	384, 300	408, 400	449, 600
58	247, 600	284, 800	327, 500	368, 300	384, 900	408, 700	450, 000
59	247, 900	285, 400	328, 600	369, 000	385, 500	409, 000	450, 300
60	248, 200	286, 100	329, 700	369, 600	386, 200	409, 300	450, 600
61	248, 500	286, 700	330, 400	370, 000	386, 600	409, 500	450, 900
62	248, 800	287, 400	331, 300	370, 600	387, 200	409, 800	
63	249, 100	288, 000	332, 000	371, 300	387, 800	410, 100	
64	249, 400	288, 500	332, 800	372, 000	388, 300	410, 400	
65	249, 700	289, 000	333, 600	372, 300	388, 700	410, 600	
66	250, 000	289, 600	334, 000	373, 000	389, 300	410, 900	
67	250, 300	290, 100	334, 600	373, 700	389, 900	411, 200	
68	250, 600	290, 700	335, 300	374, 300	390, 400	411, 500	
69	250, 900	291, 200	336, 100	374, 600	390, 800	411, 700	
70	251, 200	291, 700	336, 800	375, 100	391, 300	412, 000	
71	251, 500	292, 300	337, 500	375, 700	391, 800	412, 300	
72	251, 800	292, 900	338, 100	376, 300	392, 400	412, 500	
73	252, 100	293, 400	338, 600	376, 600	392, 700	412, 700	
74	252, 400	293, 900	339, 200	377, 200	393, 100	413, 000	
75	252, 700	294, 300	339, 700	377, 900	393, 500	413, 300	
76	253, 000	294, 600	340, 300	378, 500	393, 900	413, 500	
77	253, 300	294, 800	340, 600	378, 900	394, 200	413, 700	
78	253, 600	295, 100	341, 100	379, 400	394, 500	414, 000	
79	253, 900	295, 300	341, 500	380, 000	394, 800	414, 300	
80	254, 200	295, 600	341, 900	380, 500	395, 000	414, 500	
81	254, 500	295, 800	342, 300	381, 000	395, 200	414, 700	
82	254, 800	296, 000	342, 800	381, 600	395, 500	415, 000	

83	255, 100	296, 300	343, 300	382, 100	395, 800	415, 300
84	255, 400	296, 500	343, 800	382, 400	396, 000	415, 500
85	255, 700	296, 800	344, 100	382, 800	396, 200	415, 700
86	256, 000	297, 100	344, 500	383, 300	396, 500	
87	256, 300	297, 400	344, 900	383, 700	396, 800	
88	256, 600	297, 700	345, 300	384, 100	397, 000	
89	256, 900	298, 000	345, 600	384, 500	397, 200	
90	257, 200	298, 300	346, 000	385, 000	397, 500	
91	257, 500	298, 600	346, 400	385, 400	397, 800	
92	257, 800	299, 000	346, 800	385, 800	398, 000	
93	258, 100	299, 200	347, 000	386, 100	398, 200	
94		299, 400	347, 400			
95		299, 700	347, 800			
96		300, 100	348, 200			
97		300, 300	348, 400			
98		300, 600	348, 800			
99		301, 000	349, 200			
100		301, 400	349, 500			
101		301, 600	349, 800			
102		301, 900	350, 200			
103		302, 200	350, 600			
104		302, 500	351, 000			
105		302, 700	351, 500			
106		303, 000	351, 900			
107		303, 300	352, 300			
108		303, 600	352, 700			

	109		303, 800	353, 200					
	110		304, 200	353, 600					
	111		304, 600	353, 900					
	112		304, 900	354, 200					
	113		305, 100	354, 700					
	114		305, 300						
	115		305, 600						
	116		306, 000						
	117		306, 200						
	118		306, 400						
	119		306, 700						
	120		307, 000						
	121		307, 400						
	122		307, 600						
	123		307, 900						
	124		308, 200						
	125		308, 500						
定 年 前 再 任 用 短 時 間		基準	基準	基準	基準	基準	基準	基準	基準
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		192, 000	219, 500	260, 000	279, 700	294, 900	320, 600	362, 700	396, 200

勤 務 職 員								
------------------	--	--	--	--	--	--	--	--

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第 2（第 3 条関係）

病院企業技能労務職給料表

職 員 の 区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定		円	円	円	円	円
年	1	166,500	227,700	244,600	276,800	298,300
前	2	167,700	228,500	245,400	277,800	300,100
再	3	168,800	229,300	246,200	278,800	301,700
任	4	169,900	230,100	246,900	279,700	303,300
用	5	171,200	230,800	247,600	280,400	304,500
短	6	172,400	231,600	248,700	281,100	305,500
時	7	173,600	232,400	249,700	281,800	306,400
間	8	174,800	233,200	250,700	282,500	307,200
勤	9	175,800	234,000	251,700	283,100	308,100
務	10	177,000	234,700	252,900	283,700	309,500
職	11	178,300	235,400	254,000	284,300	310,800
員	12	179,500	236,100	255,000	284,900	312,000

以 外 の 職 員	13	180,600	236,800	256,100	285,500	313,000
	14	181,800	237,400	257,100	286,100	314,200
	15	183,100	238,000	258,000	286,700	315,400
	16	184,400	238,600	258,500	287,200	316,500
	17	185,700	239,200	259,100	287,700	317,600
	18	187,400	239,800	259,500	288,200	318,700
	19	189,100	240,400	259,900	288,700	319,800
	20	190,800	240,900	260,400	289,100	320,900
	21	192,500	241,400	260,900	289,500	321,900
	22	194,200	241,900	261,400	289,900	323,000
	23	195,800	242,400	261,900	290,300	324,100
	24	197,400	242,900	262,500	290,700	325,200
	25	199,000	243,400	263,300	291,100	326,200
	26	200,500	243,900	263,900	291,500	327,300
	27	202,000	244,300	264,500	291,900	328,400
	28	203,500	244,800	265,300	292,300	329,400
	29	205,000	245,400	266,100	292,700	330,400
	30	206,500	245,900	266,800	293,100	331,400
	31	208,000	246,400	267,400	293,500	332,400
	32	209,500	246,800	268,200	293,900	333,400
	33	211,000	247,200	269,000	294,300	334,400
	34	212,400	247,700	269,700	294,800	335,300
	35	213,800	248,200	270,400	295,300	336,400
	36	215,200	248,600	271,100	295,800	337,400
	37	216,600	249,000	271,800	296,300	338,400
	38	217,700	249,500	272,500	296,800	339,400

39	218,800	250,000	273,200	297,300	340,400
40	219,900	250,400	273,900	297,800	341,300
41	220,900	250,800	274,600	298,300	342,200
42	221,800	251,300	275,300	299,000	343,100
43	222,700	251,800	275,900	299,600	344,000
44	223,600	252,200	276,500	300,300	344,900
45	224,500	252,600	277,000	300,900	345,800
46	225,300	253,000	277,500	301,500	346,800
47	226,100	253,400	278,000	302,100	347,800
48	226,900	253,800	278,500	302,600	348,700
49	227,700	254,200	279,000	303,100	349,600
50	228,400	254,600	279,500	303,700	350,500
51	229,100	255,000	280,000	304,300	351,400
52	229,800	255,400	280,400	304,900	352,200
53	230,500	255,800	280,800	305,500	353,000
54	231,100	256,200	281,300	306,200	353,800
55	231,700	256,600	281,700	306,900	354,600
56	232,300	257,000	282,200	307,600	355,300
57	233,000	257,300	282,600	308,200	356,000
58	233,500	257,700	283,100	308,900	356,800
59	234,000	258,100	283,600	309,600	357,600
60	234,500	258,400	284,100	310,200	358,200
61	235,000	258,700	284,600	310,800	358,900
62	235,400	259,100	285,200	311,500	359,500
63	235,800	259,500	285,800	312,200	360,200
64	236,200	259,800	286,400	312,800	360,900

65	236, 600	260, 100	287, 000	313, 300	361, 500
66	236, 900	260, 400	287, 600	313, 800	362, 000
67	237, 200	260, 700	288, 200	314, 400	362, 500
68	237, 500	260, 900	288, 800	315, 000	363, 000
69	237, 800	261, 100	289, 300	315, 600	363, 400
70	238, 100	261, 400	289, 800	316, 000	
71	238, 400	261, 700	290, 300	316, 500	
72	238, 700	261, 900	290, 800	317, 000	
73	238, 900	262, 100	291, 300	317, 300	
74	239, 200	262, 400	291, 800	317, 800	
75	239, 500	262, 700	292, 200	318, 300	
76	239, 700	262, 900	292, 600	318, 700	
77	239, 900	263, 100	293, 000	318, 900	
78	240, 200	263, 400	293, 400	319, 200	
79	240, 500	263, 700	293, 800	319, 400	
80	240, 700	263, 900	294, 200	319, 700	
81	240, 900	264, 100	294, 600	320, 000	
82	241, 200	264, 400	295, 000	320, 300	
83	241, 500	264, 700	295, 400	320, 600	
84	241, 700	264, 900	295, 900	320, 800	
85	241, 900	265, 100	296, 200	321, 000	
86	242, 200	265, 300	296, 700	321, 300	
87	242, 500	265, 600	297, 200	321, 600	
88	242, 700	265, 900	297, 700	321, 800	
89	242, 900	266, 100	298, 000	322, 000	
90	243, 200	266, 300	298, 500	322, 300	

91	243, 500	266, 600	299, 000	322, 600
92	243, 700	266, 800	299, 300	322, 900
93	243, 900	267, 100	299, 700	323, 100
94	244, 200	267, 400	300, 200	323, 400
95	244, 500	267, 700	300, 700	323, 700
96	244, 700	267, 900	301, 200	323, 900
97	244, 900	268, 100	301, 500	324, 100
98	245, 200	268, 400	301, 900	324, 400
99	245, 400	268, 600	302, 400	324, 700
100	245, 700	268, 900	302, 900	324, 900
101	245, 900	269, 100	303, 300	325, 100
102	246, 100	269, 300	303, 700	
103	246, 400	269, 600	304, 000	
104	246, 700	269, 900	304, 300	
105	246, 900	270, 100	304, 600	
106	247, 200	270, 300	305, 000	
107	247, 500	270, 600	305, 300	
108	247, 700	270, 800	305, 700	
109	247, 900	271, 100	306, 000	
110	248, 200	271, 400	306, 400	
111	248, 500	271, 700	306, 800	
112	248, 700	271, 900	307, 100	
113	248, 900	272, 100	307, 300	
114	249, 200	272, 400	307, 600	
115	249, 500	272, 600	307, 900	
116	249, 700	272, 800	308, 100	

	117	249,900	273,100	308,300		
	118	250,200	273,400	308,600		
	119	250,500	273,700	308,900		
	120	250,700	273,900	309,100		
	121	250,900	274,100	309,300		
	122		274,300	309,600		
	123		274,600	309,900		
	124		274,900	310,100		
	125		275,100	310,300		
	126		275,300	310,600		
	127		275,600	310,900		
	128		275,900	311,100		
	129		276,100	311,300		
	130		276,300	311,600		
	131		276,600	311,900		
	132		276,900	312,100		
	133		277,100	312,300		
	134		277,300			
	135		277,600			
	136		277,900			
	137		278,100			
定 年 前 再 任		基準	基準	基準	基準	基準
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円

用 短 時 間 勤 務 職 員	197,900	209,000	227,500	248,600	279,800
--------------------------------------	---------	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、伊勢市病院企業職員の職名等に関する規程（平成 17 年伊勢市病院事業管理規程第 1 号）に規定する技能労務職員である職員に適用する。

別表第 3（第 3 条関係）

病院企業医療職給料表

職 員 の 区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定		円	円	円	円	円
年	1	291,400	370,000	426,700	484,400	574,500
前	2	293,700	372,600	428,700	486,200	577,600
再	3	296,000	375,100	430,700	488,000	580,700
任	4	298,200	377,600	432,600	489,800	583,800
用	5	300,300	380,100	434,500	491,600	586,700
短	6	303,800	382,800	436,100	493,300	589,100
時	7	307,300	385,500	437,700	495,000	591,500

間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	8	310,700	388,100	439,300	496,700	593,900
	9	314,100	390,200	440,900	498,400	596,100
	10	317,600	392,700	442,700	500,500	597,600
	11	321,000	395,200	444,500	502,600	599,100
	12	324,400	397,700	446,300	504,700	600,600
	13	327,800	400,300	448,100	506,700	602,100
	14	331,300	403,000	449,900	508,600	603,200
	15	334,700	405,600	451,700	510,700	604,300
	16	338,100	408,100	453,500	512,700	605,200
	17	341,500	410,500	455,100	514,600	606,400
	18	344,600	412,700	457,100	516,600	607,400
	19	347,700	414,800	459,000	518,600	608,400
	20	350,800	416,900	460,900	520,400	609,400
	21	354,000	419,000	462,300	522,200	610,400
	22	357,100	420,500	464,100	524,000	
	23	360,200	422,000	465,900	525,800	
	24	363,200	423,500	467,700	527,600	
	25	366,200	424,900	469,500	529,200	
	26	368,500	426,400	471,300	531,000	
	27	370,800	427,900	473,100	532,800	
	28	373,000	429,300	474,900	534,600	
	29	374,900	430,700	476,700	536,200	
	30	376,600	432,200	478,500	538,000	
	31	378,300	433,700	480,300	539,800	
	32	380,100	435,100	482,100	541,500	
	33	381,900	436,500	483,900	543,100	

34	383, 700	438, 000	485, 800	544, 900
35	385, 300	439, 500	487, 700	546, 600
36	386, 700	440, 900	489, 600	548, 300
37	388, 100	442, 300	491, 500	549, 800
38	389, 600	443, 700	493, 200	551, 400
39	391, 100	445, 100	495, 000	552, 800
40	392, 600	446, 500	496, 800	554, 400
41	394, 100	447, 900	498, 400	555, 900
42	394, 800	449, 300	500, 200	557, 300
43	395, 400	450, 700	502, 000	558, 700
44	396, 100	452, 100	503, 600	560, 000
45	397, 000	453, 500	505, 000	561, 200
46	397, 600	454, 900	506, 700	562, 200
47	398, 200	456, 300	508, 500	563, 200
48	398, 800	457, 700	510, 200	564, 200
49	399, 400	459, 100	511, 700	565, 200
50	399, 900	460, 800	513, 000	566, 100
51	400, 400	462, 400	514, 300	567, 000
52	400, 900	464, 000	515, 600	567, 900
53	401, 400	465, 600	516, 600	568, 700
54	401, 800	466, 800	517, 900	569, 600
55	402, 200	468, 000	519, 200	570, 500
56	402, 600	469, 100	520, 500	571, 400
57	403, 000	470, 100	521, 500	572, 300
58	403, 400	471, 100	522, 300	573, 200
59	403, 800	472, 000	523, 100	574, 100

60	404, 200	472, 800	523, 900	574, 800
61	404, 600	473, 500	524, 800	575, 700
62	405, 000	474, 200	525, 600	576, 600
63	405, 400	474, 900	526, 400	577, 500
64	405, 800	475, 500	527, 100	578, 400
65	406, 100	476, 200	527, 900	579, 300
66		476, 900	528, 700	
67		477, 500	529, 400	
68		478, 100	530, 300	
69		478, 400	531, 200	
70		479, 000	532, 000	
71		479, 700	532, 900	
72		480, 400	533, 800	
73		480, 800	534, 600	
74		481, 400	535, 500	
75		482, 100	536, 400	
76		482, 800	537, 100	
77		483, 200	537, 900	
78		483, 800	538, 800	
79		484, 400	539, 700	
80		484, 900	540, 600	
81		485, 400	541, 400	
82		485, 900	542, 300	
83		486, 400	543, 200	
84		486, 900	544, 100	
85		487, 300	544, 900	

	86		487,800	545,800		
	87		488,200	546,700		
	88		488,700	547,600		
	89		489,200	548,400		
	90		489,800			
	91		490,400			
	92		490,800			
	93		491,300			
	94		491,900			
	95		492,500			
	96		493,000			
	97		493,500			
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員	基準 給料月額		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
	円		円	円	円	円
	301,700		344,400	399,500	473,300	573,800

備考 この表は、医師及び歯科医師である職員に適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、公表の日から施行し、この規程による改正後の伊勢市病院企業職員の給与に関する規程（以下「新規程」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 新規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、新規程の規定による給与の内払とみなす。

伊勢市告示第 185 号

伊勢市市税条例（平成 17 年伊勢市条例第 51 号）第 18 条の 2 第 1 項の規定に基づき、令和 6 年 1 月 18 日伊勢市告示第 10 号において別途告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るものについては、その期限が令和 6 年 1 月 1 日から令和 7 年 1 月 30 日までの間に到来するものについて、令和 7 年 1 月 31 日とします。

令和 6 年 12 月 18 日

伊勢市長 鈴木 健 一

都道府県名	地 域
石川県	七尾市及び羽咋郡志賀町

伊勢市告示第 186 号

平成 17 年 11 月 1 日伊勢市告示第 17 号（伊勢市収納代理金融機関の指定について）の一部を次のように変更し、令和 7 年 1 月 1 日から適用します。

令和 6 年 12 月 18 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 の項中「株式会社中京銀行」を「株式会社あいち銀行」に改める。

伊勢市告示第 187 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定に基づく地縁による団体を次のとおり認可しましたので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 6 年 12 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 名称

新田組

2 規約に定める目的

本会は、下記に掲げるような地域的な共同作業を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 広報、回覧板の回付等、区域内の会員相互の連絡と親睦
- (2) 美化、清掃等区域内の環境の整備
- (3) その他、目的を達成するために必要な事項に関すること

3 区域

本会の区域は、伊勢市上地町 1715 番地、1718 番地、1725 番地、1745 番地、1746 番地、1749 番地、1777 番地 2、1779 番地 2、1779 番地 3、1782 番地、1785 番地、2167 番地、4193 番地 2 及び 4964 番地 11 の区域とする。

4 主たる事務所

本会の事務所は、代表者の自宅に置く。

5 代表者の氏名及び住所

中山 繁

伊勢市上地町 1715 番地

- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

なし

- 7 代理人の有無

なし

- 8 規約に定める解散の事由

- (1) 本会は、地方自治法第 260 条の 20 の規定により解散する。
- (2) 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承認を得なければならない。

- 9 認可年月日

令和 6 年 12 月 16 日

伊勢市教育委員会告示第 13 号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

令和 6 年 12 月 19 日

伊勢市教育委員会

教育長 岡 俊 晴

記

- 1 日 時 令和 6 年 12 月 25 日（水）午後 7 時 00 分
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）3 階 大研修室
- 3 会議に付する事件

議案第 48 号 伊勢市教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則の
一部改正について

伊勢市上下水道事業告示第 29 号

流域関連公共下水道の供用を開始するので、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示します。

その関係図面は、令和 6 年 12 月 16 日から 2 週間、伊勢市上下水道部下水道施設管理課窓口に備え置いて、一般の縦覧に供します。

令和 6 年 12 月 16 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 供用(下水の処理)を開始する年月日
令和 7 年 1 月 1 日
- 2 供用(下水の処理)を開始する区域
辻久留 2 丁目、神久 4 丁目、神久 5 丁目、神久 6 丁目及び黒瀬町の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示します。
- 4 当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 伊勢市大湊町 1126 番地
名称 宮川浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

伊勢市公告第 86 号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定に基づき、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同項の規定により公告します。

令和 6 年 12 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市上下水道事業公告第3号

伊勢市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成17年伊勢市条例第177号）第5条の規定により、次のとおり公共下水道事業受益者負担金の令和7年度賦課対象区域を定めたので公告します。

令和6年12月20日

伊勢市長 鈴木 健 一

令和7年度賦課対象区域

1 いせ第4負担区

黒瀬町の一部

2 第5負担区

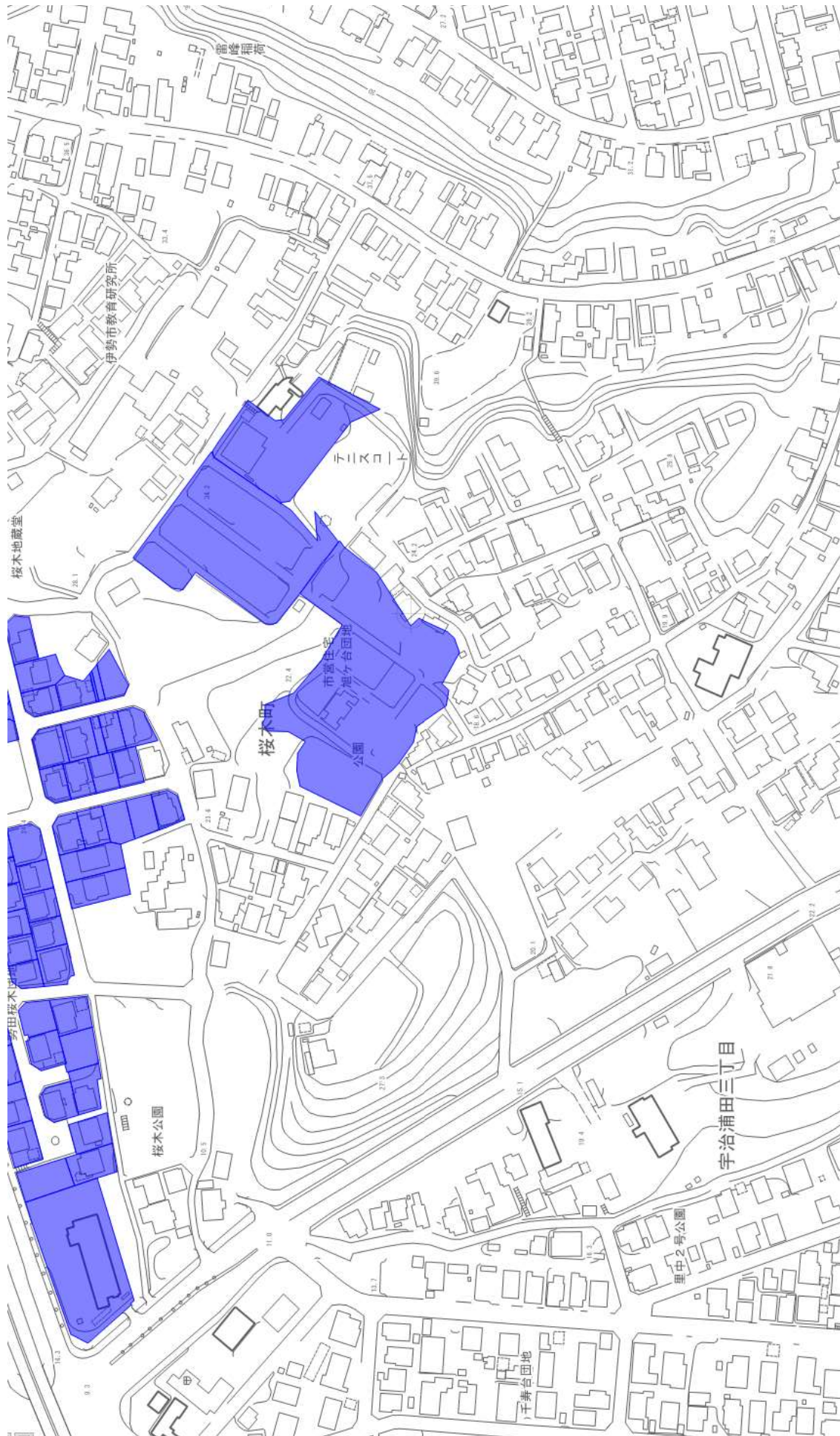
桜木町、倭町、二俣2丁目、二俣3丁目、二俣4丁目、辻久留2丁目、辻久留3丁目、中島1丁目、神久2丁目、神久4丁目、神久5丁目、神久6丁目、勢田町、藤里町、野村町の各一部



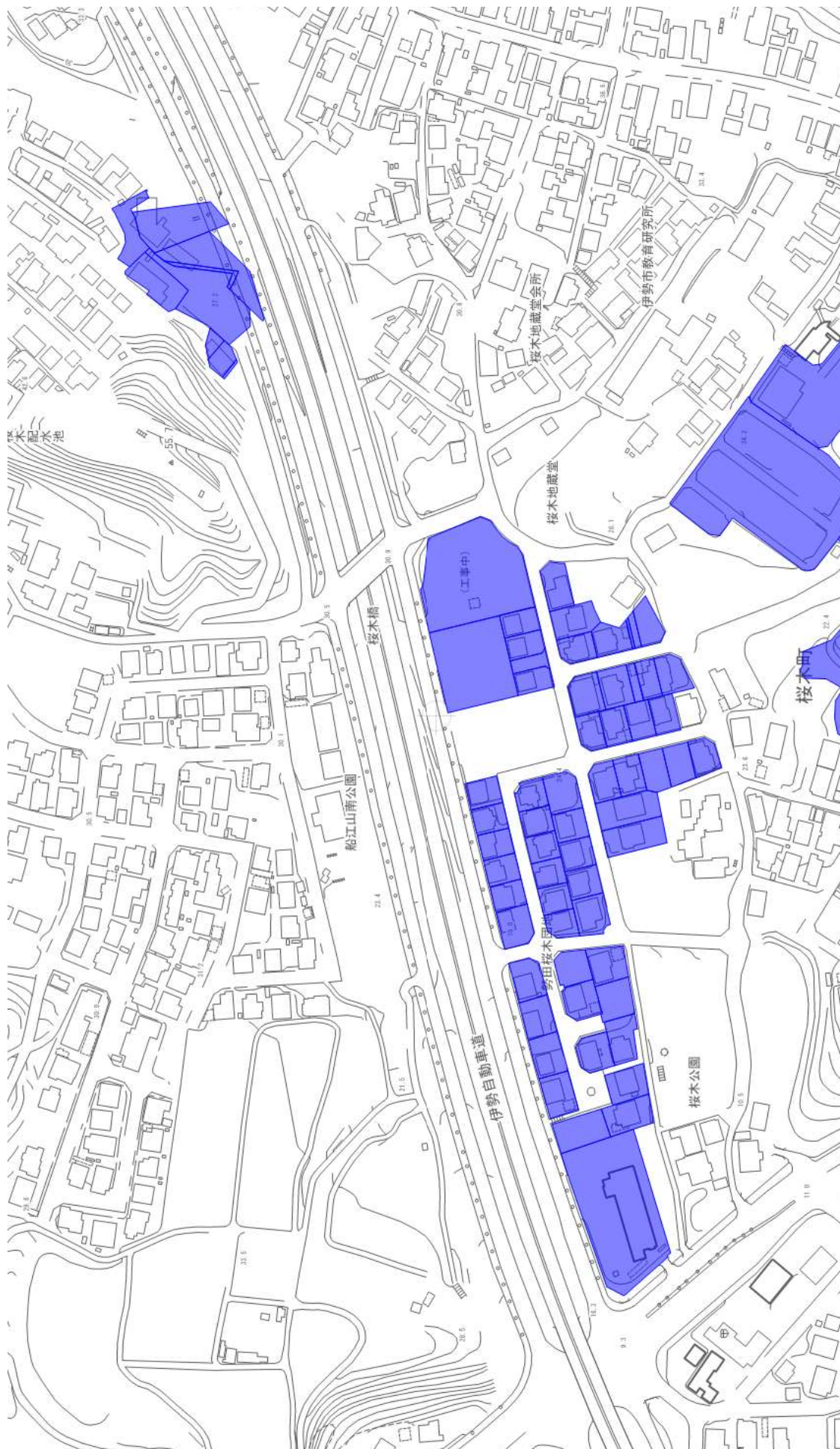
令和7年度 賦課対象区域



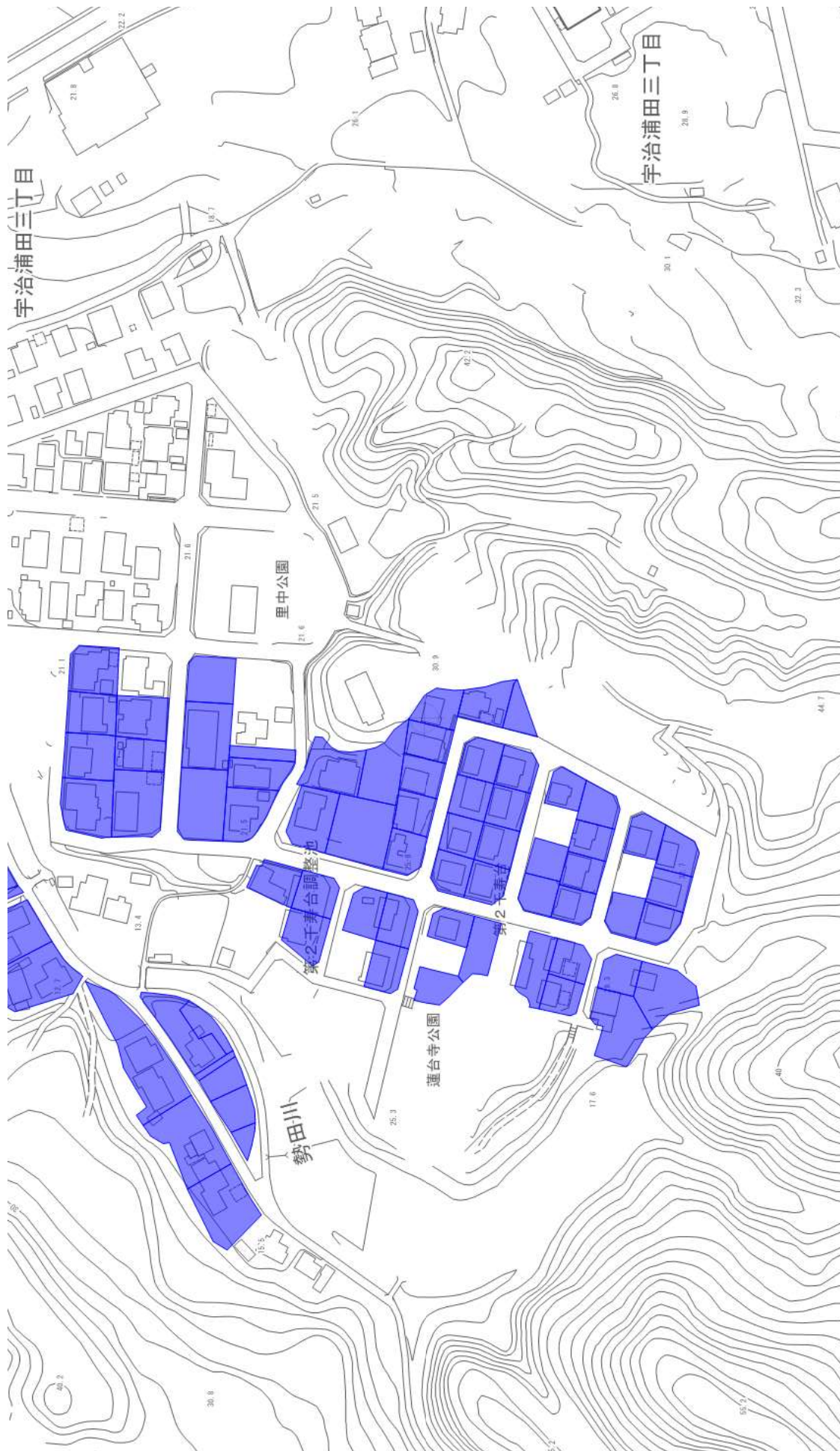
令和7年度 賦課対象区域



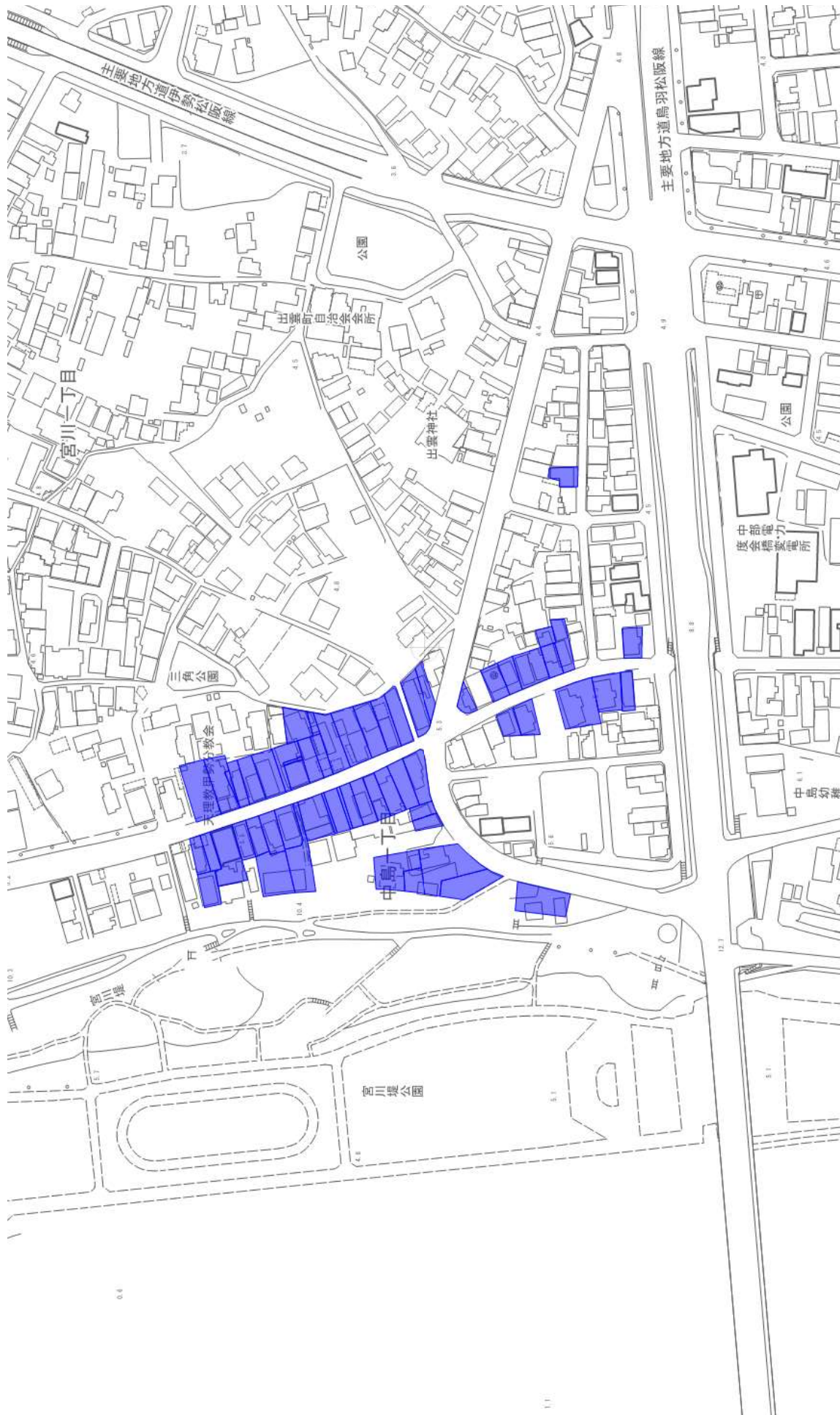
令和7年度 賦課対象区域



令和7年度 賦課対象区域

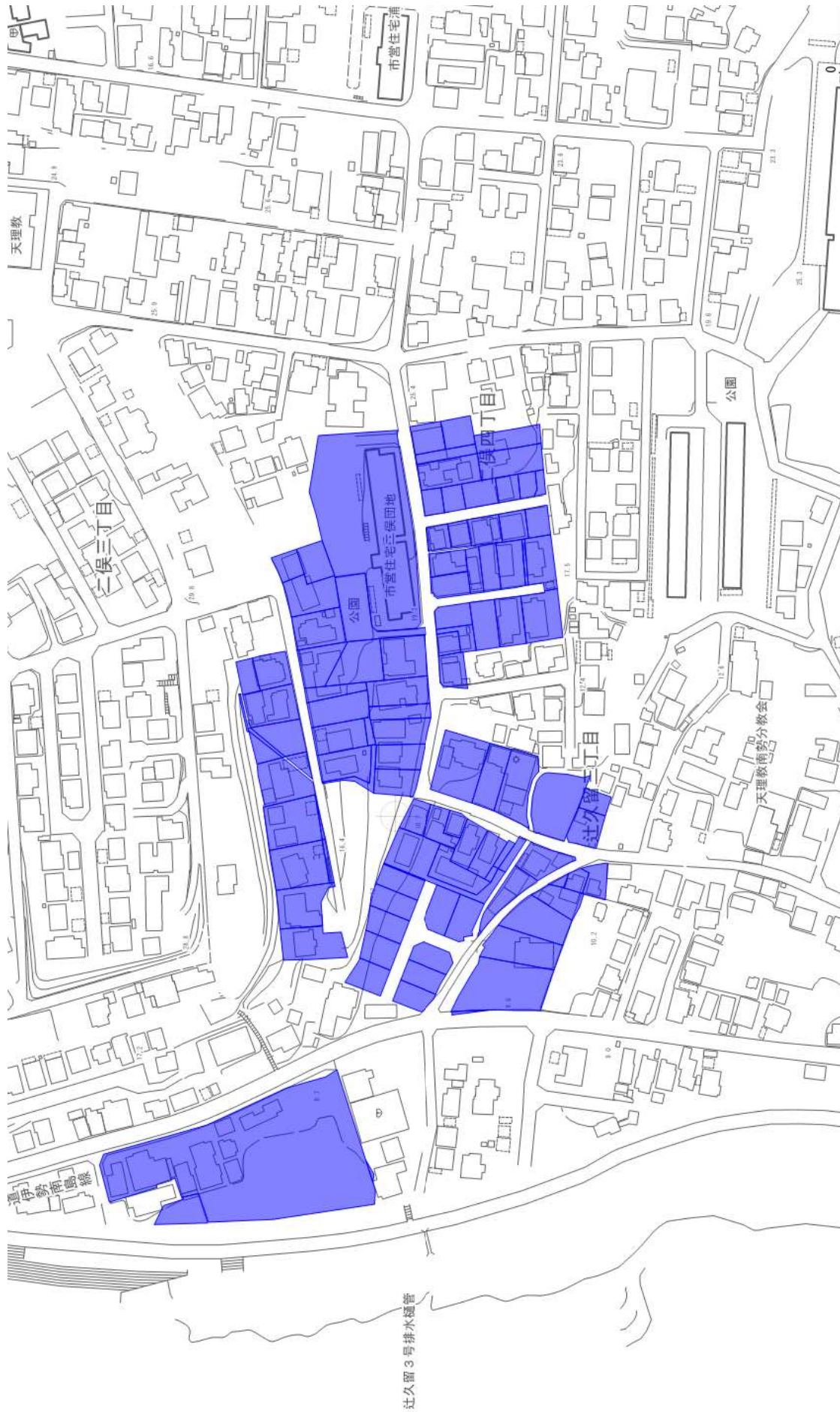


令和7年度 賦課対象区域

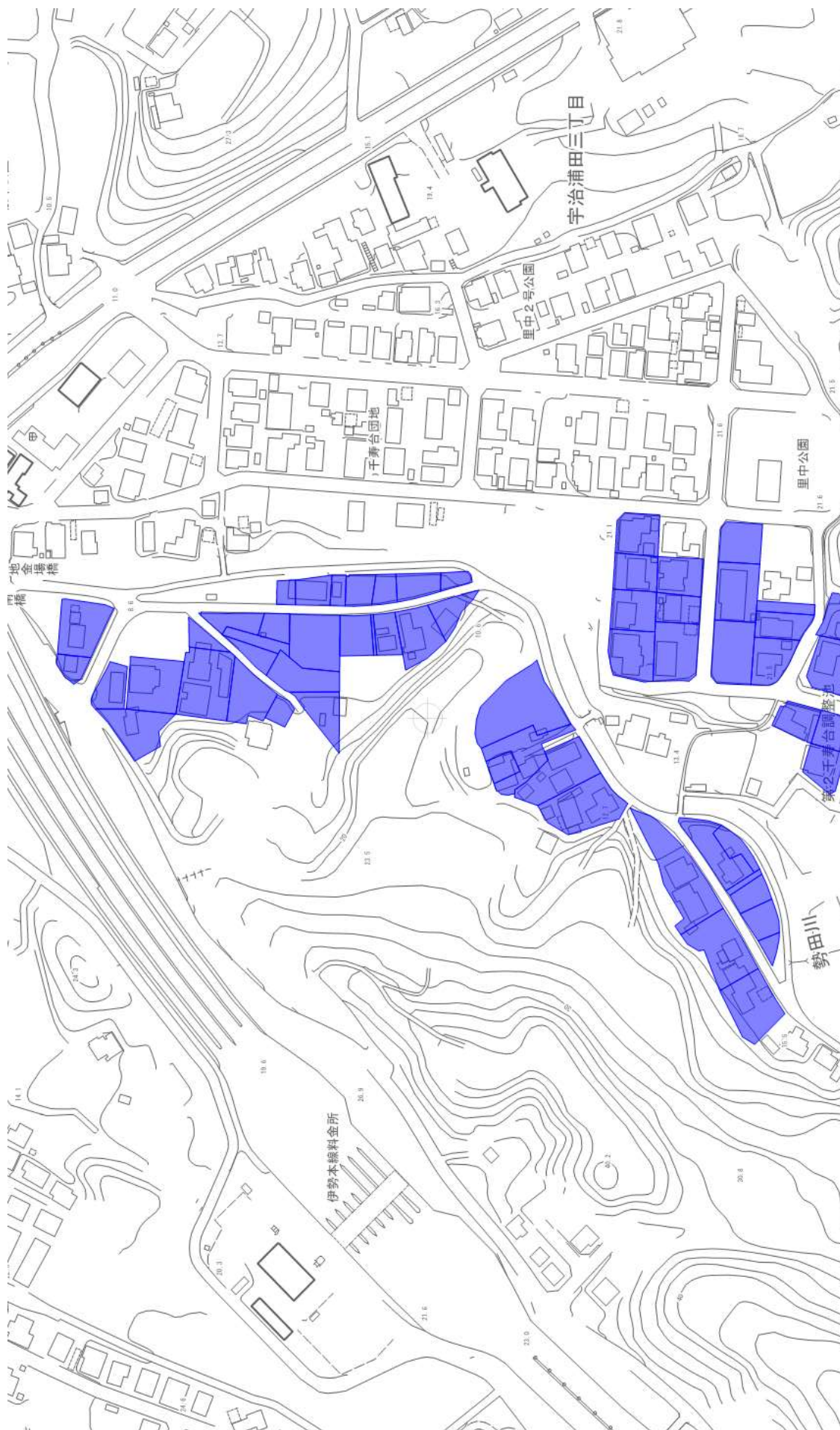


令和7年度 賦課対象区域





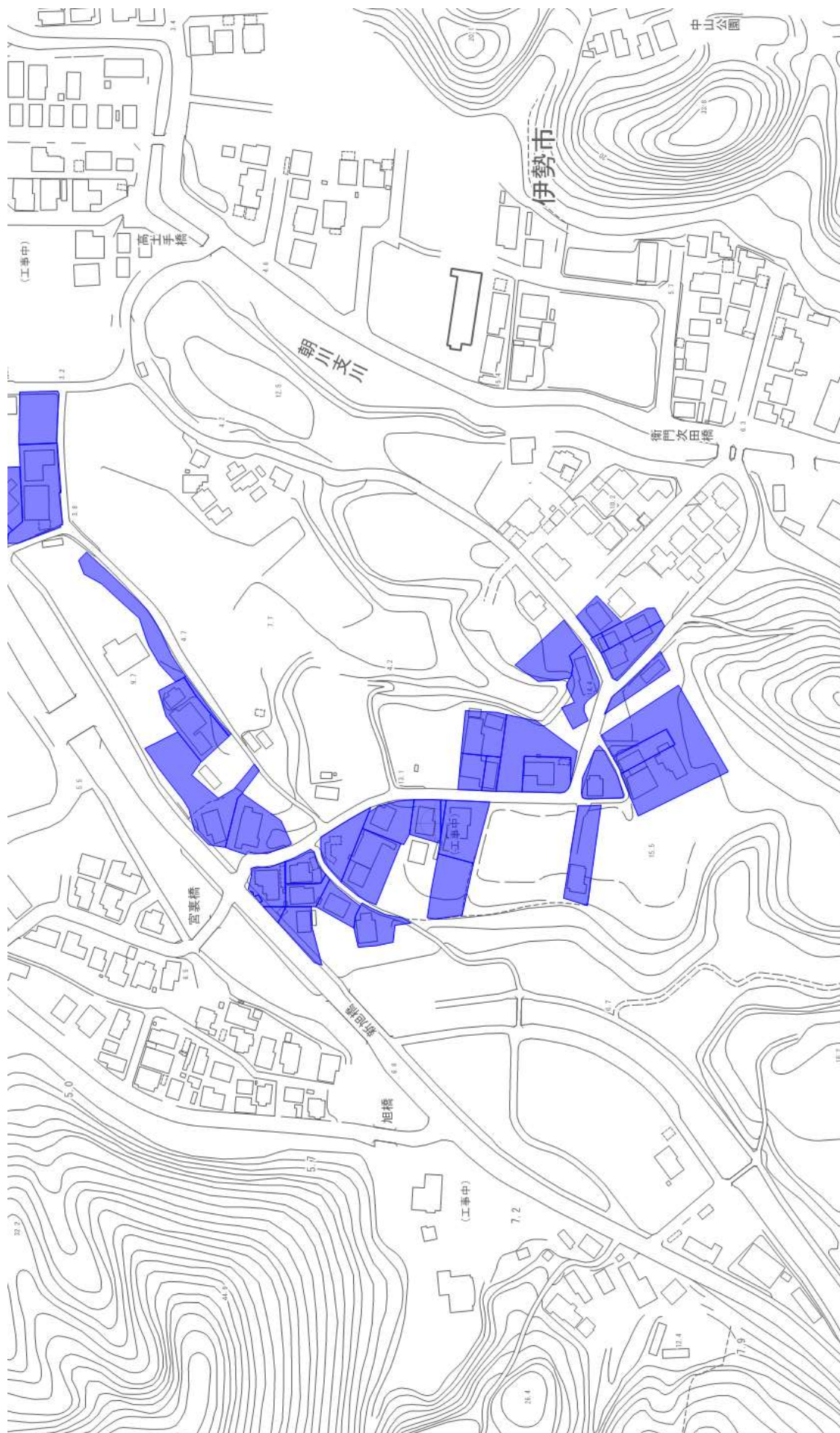
令和7年度 賦課対象区域



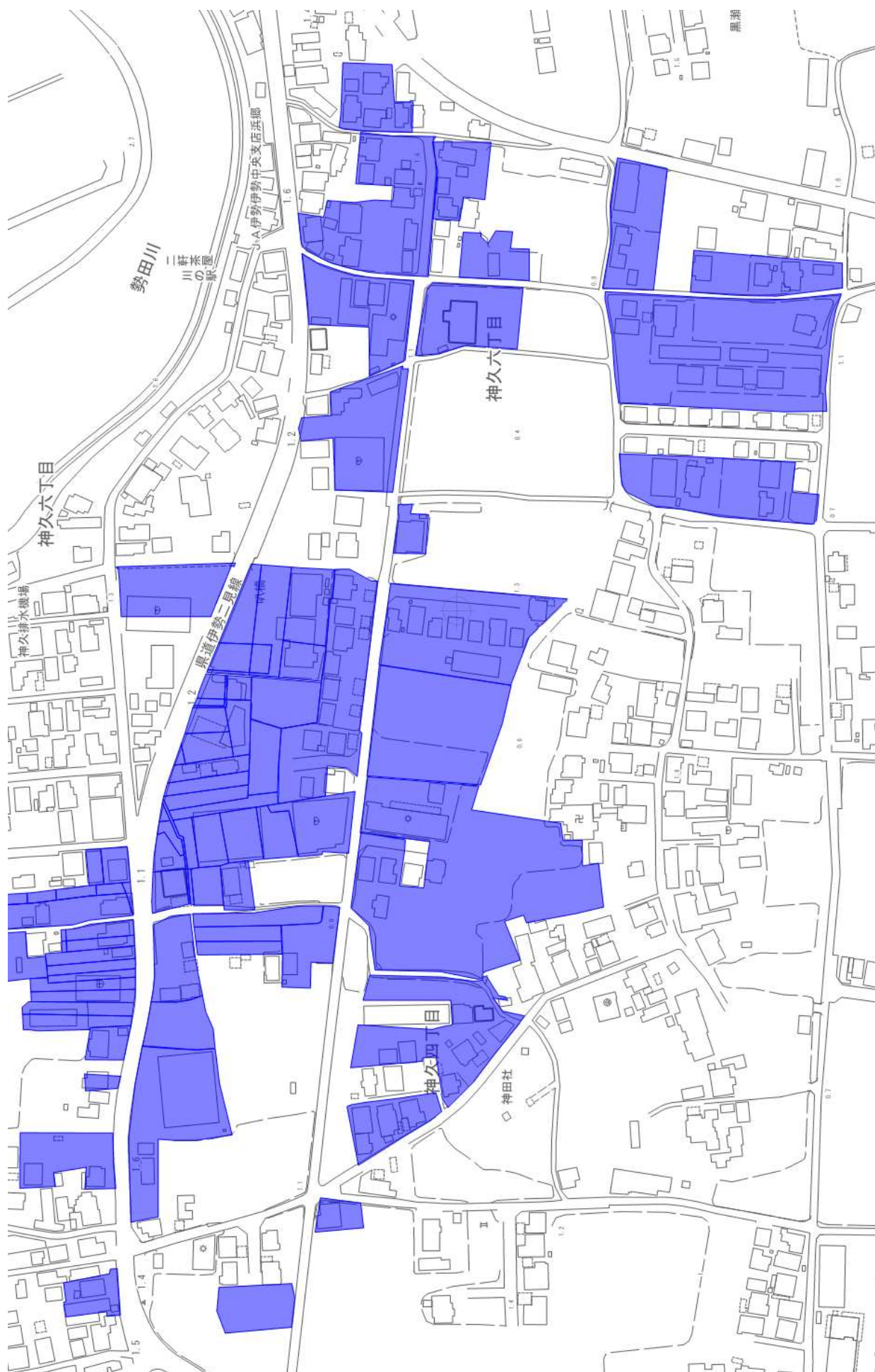
令和7年度 賦課対象区域

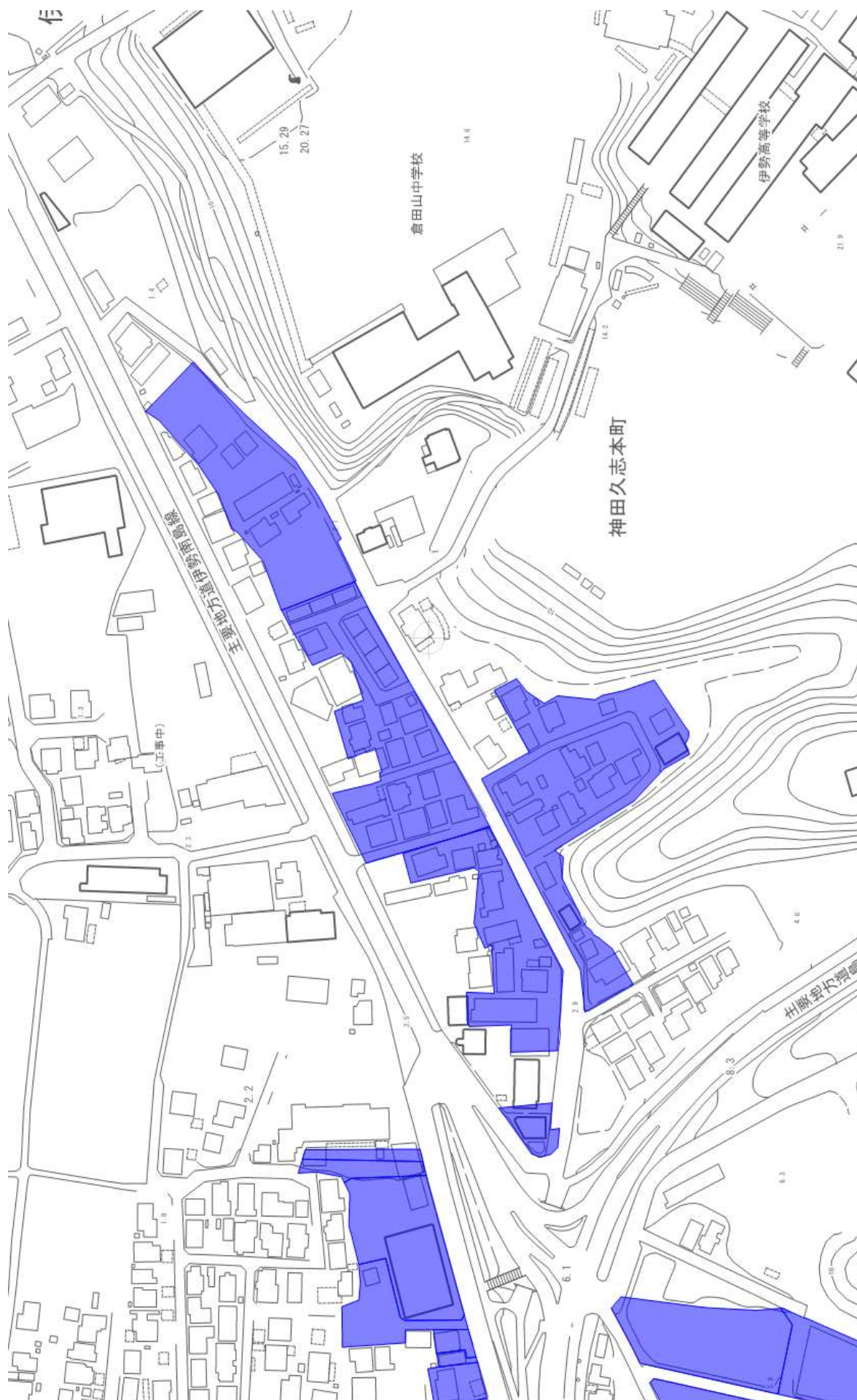


令和7年度 賦課対象区域









令和7年度 賦課対象区域

